

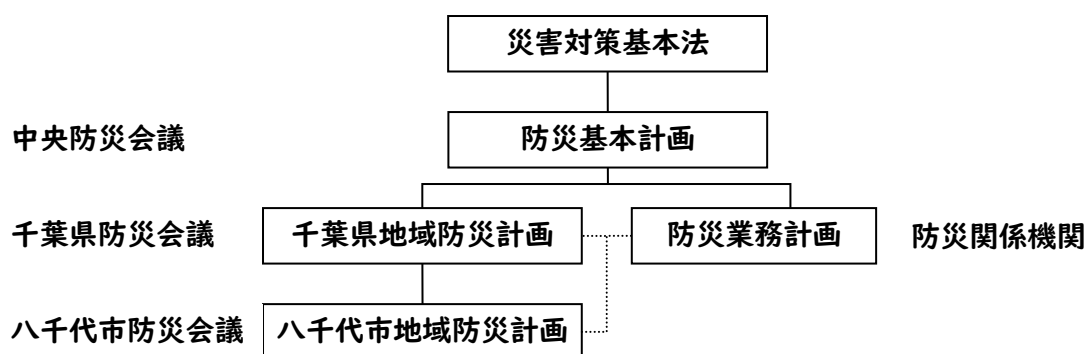
令和6年度 八千代市地域防災計画（素案）の概要

令和6年12月

第1 計画の位置付け

八千代市地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定により、八千代市防災会議が作成する計画で、防災関係機関や公共的団体、その他の住民がその全機能を発揮して、災害による被害の軽減、住民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的としています。

この計画は、国の防災基本計画及び千葉県地域防災計画との整合性を有しつつ、地域の特性や災害環境にあわせた八千代市独自の計画です。



第2 修正の背景

現行の八千代市地域防災計画は、平成28年の熊本地震や令和元年の房総半島台風など、各地で発生した大規模災害の教訓等を踏まえて令和3年度に修正しました。

その後も、豪雨など各地で発生した大規模災害の教訓を踏まえ、国においては、防災関係法令等の改正、防災基本計画の修正及び関連する指針の改訂を行っています。先月には、令和6年能登半島地震の検証結果を踏まえた、防災基本計画の修正が行われました。

千葉県においても、千葉県地域防災計画、千葉県業務継続計画(震災編)を修正するなど、防災力の強化を推進しています。

本市においても、災害協定の拡充、避難所運営委員会の設置拡充、防災道の駅への防災倉庫及び災害用備蓄品の整備や防災倉庫の新設など地域防災力の充実を図ってきました。また、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域に指定されたことから、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画の策定が必要となっています。

これらを踏まえ、防災関連法令の改正や上位計画の修正等との整合を図り、本市の防災体制及び災害対策をより実効性の高いものとするため、八千代市地域防災計画の素案を作成しました。

第3 修正概要

1. 計画の構成

八千代市地域防災計画は、災害事象別に震災編、風水害編、大規模事故編で構成しています。また、各編は、基本事項（総則）のほか、平時の取組（災害予防計画）、災害時の対応（災害応急対策計画）及び災害からの回復（復旧計画）の3つのステージで構成しています。

今回、各編の総則の一部を共通事項として総則編に分離するとともに、震災編の附編に「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画」を新設しました。

〈八千代市地域防災計画の構成・概要〉

編構成	概 要
総則編 【新設】	▶ 計画の目的、防災関係機関の業務大綱、災害に関わる地域の自然環境、社会環境等を記載 ※ <u>現行の震災編と風水害編の総則に記載の内容を総則編として分離・集約</u>
震災編	▶ 総則では、地震被害想定を記載 ▶ 災害予防計画では、地震に強い地域づくり、社会づくり、住民等の防災力の向上などハードとソフトの両面から減災施策を記載 ▶ 災害応急対策計画では、災害対策本部等の防災体制、災害防御活動、被災者支援策などを記載 ▶ 災害復旧計画では、生活再建支援策、復旧・復興措置などを記載 ▶ 南海トラフ地震に係る周辺地域としての対応計画では、南海トラフ地震関連情報発表時の対応等を記載 ▶ <u>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画では、後発地震への注意を促す情報への対応等を記載【新設】</u>
風水害編	▶ 総則では、風水害等の主な履歴、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の現状を記載 ▶ 災害予防計画では、治水、砂防、水防活動の備えなどを記載 ▶ 災害応急対策計画では、大雨、洪水時の水防活動、避難対策などを記載 ▶ 災害復旧計画では、生活再建支援施策、復旧・復興措置などを記載
大規模事故編	▶ 計画の方針、大規模事故災害に共通する活動体制を記載 ▶ 大規模火災、林野火災、危険物等災害、鉄道災害、航空機災害、道路災害、放射性物質事故の災害予防計画、災害応急対策を記載

2. 主な修正事項

（1）関係法令との整合

ア 災害対策基本法（以下「基本法」という。）の改正に伴うもの

- ▶ 災害対策基本法施行令の改正により、緊急通行車両の事前届出制度が廃止となりました。また、災害発生前の確認手続きが可能となり、標章及び緊急通行車両確認証明書が事前に交付されることとなりました。これを踏まえ、市や関係機関が災害応急対策に使用する車両の事前確

認手続きを進めることを明記しました。

【震災編2章6節】

イ 災害救助法の改正に伴うもの

- ▶ 災害発生のおそれがある場合は、発災前から必要に応じて災害救助法が適用され、避難所の設置等の事務が対象経費となったことから、これらの対応を明記しました。

【震災編2章19節、風水編3章23節】

- ▶ 災害救助法による被災住宅の応急修理が“住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理”と“日常生活に必要な最小限度の部分の修理”に区分されたことから、これらの対応を明記しました。

【震災編3章・14節】

ウ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策特別措置法によるもの

- ▶ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策特別措置法に基づく地震防災対策推進地域に指定されたことから、後発地震への注意を促す情報※が発表された場合の防災対応や平時の備え等を明記しました。

【震災編 附編2】

※日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の想定震源域及び想定震源域に影響を与える外側のエリアでマグニチュード7以上の地震が発生し、大規模な地震が後発する可能性が高まった場合に気象庁が発表する。

(2) 上位計画等との整合

ア 防災基本計画（以下「基本計画」という。）の修正や国の指針の改訂

- ▶ 立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進に当たっては災害リスクを考慮してハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとされたことから、水害、土砂災害のリスク評価を踏まえ、水害、土砂災害に強い土地利用の推進に努めることを明記しました。

【風水害編2章3節】

- ▶ 生き埋め等の現場において要救助者を迅速に把握するため、安否不明者の氏名等を公表して安否情報を収集する必要がある場合は、県と連携して、氏名等の公表、情報の収集・精査をし、安否不明者の絞り込みを行うことを明記します。

【震災編2章3節】

- ▶ 令和6年能登半島地震の検証結果を踏まえた改訂（令和6年3月防災基本計画の修正）

① 円滑な受援のため、応援職員等の宿泊可能な施設や仮設可能なスペースを事前にリスト化するよう努めることを明記しました。

【震災編2章1節】

② 避難者の円滑な受入れのため、指定避難所のレイアウト等の利用計画の事前作成、家庭動物の受入れ方法等の事前周知、車中泊避難者の支援体制の整備に努めることを明記しました。

【震災編2章5節】

③ 道路と生活インフラの一体的な復旧のため、道路管理者とライフライン事業者の連携体制を確保してインフラ復旧を進めることを明記しました。

【震災編3章11節】

イ 千葉県地域防災計画の修正や県の調査・指針の改訂

- ▶ 長周期地震動階級3以上が観測された場合、千葉県では情報収集体制をとることから、当市においても第Ⅰ配備をとることを明記しました。【震災編3章Ⅰ節】
- ▶ 避難所において要配慮者の福祉的支援ニーズの把握、各種相談対応等を行う千葉県災害福祉支援チーム(DWAT)が創設されたことから、災害時には必要に応じてDWATの派遣要請を行うことを明記しました。【震災編3章Ⅸ節】
- ▶ 印旛放水路及び勝田川と戸神川の洪水浸水想定区域が指定されたことから、浸水想定区域にかかる要配慮者利用施設(水防法に基づき避難確保計画の作成等を義務付けるもの)を追加しました。【資料編】

ウ 避難情報に関するガイドライン(内閣府 令和4年9月)

- ▶ 大雨警報や洪水警報の危険度分布がキキクルに変更されたことを踏まえ、洪水や土砂災害の避難情報の発令基準についても警報の危険度分布をキキクルに変更しました。【風水害編3章Ⅱ節】

(3) 市の取組の反映

ア 災害協定の拡充

- ▶ 県立八千代特別支援学校との福祉避難所に関する協定、東八千代学校給食サービスとの給食支援に関する協定、佐川急便及び福山通運との支援物資の輸送等に関する協定など多数の団体・企業と災害協定を新たに締結したことを踏まえ、災害応急対策においてこれらの協定を活用することを明記しました。【震災編3章各編】

イ 防災道の駅の整備

- ▶ 防災道の駅に選定された道の駅やちよに防災倉庫及び災害用備蓄品の整備を行ったこと、また、「防災道の駅整備コンセプト」等を踏まえて必要な防災機能の整備を進めることを明記しました。【震災編2章5節】

ウ 防災倉庫の新設

- ▶ 感染症対策として購入したパーティションや簡易ベッド等を分散備蓄するため、市内5校の小中学校に防災倉庫の新設を行ったことを明記しました。【震災編2章8節】